## 別紙(牛用)

## 家畜の種類及び頭数



家畜の所有者の氏名又は名称

家畜の種類及び頭	- 類について、あ	てはまる筐	節所に数字または品種?	名を記ん	入してく	ださい。		
品種区分	乳用牛							
	成牛(24ヶ月以上)		育成牛•子牛		その他			
ホルスタイン種	経産	頭	4~24ヶ月	頭	まき牛 種雄牛		頭	
	未経産	頭	10日~4ヶ月	頭				
ジャージー種	経産	頭	4~24ヶ月	頭	まき牛 種雄牛		頭	
	未経産	頭	10日~4ヶ月	頭				
ブラウンスイス種	経産	頭	4~24ヶ月	頭	まき牛 種雄牛		頭	
	未経産	頭	10日~4ヶ月	頭				
その他 ( )	経産	頭	4~24ヶ月	頭	まき牛 種雄牛		頭	
	未経産	頭	10日~4ヶ月	頭				

注意 1 「乳用牛」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。

「乳用種雄子牛」、「交雑種子牛」、「肉用種子牛」は、肥育牛の該当品種の子牛欄に記入すること。

「廃用肥育牛」は、経産に記入すること。

2 本報告書で得られた統計情報は、国や地方公共団体が各種施策を企画・立案する 上での資料として利用されますので、あらかじめご了承ください。 なお、ご報告いただいた内容は、岡山県個人情報保護条例に基づき、適正に管 理・利用されますので申し添えます。

	肉用繁殖牛							
品種区分	成牛 (24ヶ月以上)	育成牛 (4〜24ヶ月)	子牛 (4ヶ月未満)	繁殖雄				
黒毛和種	頭	頭	頭	頭				
その他肉用種())	頭	頭	頭	頭				
交雑種	頭	頭	頭	頭				
品種区分	肉用肥育牛							
	成牛(肥育後期) (24ヶ月以上)	成牛(肥育前期) (9~24ヶ月)	育成牛 (4~9ヶ月齢)	子牛 (4ヶ月未満)				
黒毛和種	メス 頭	メス頭	メス 頭	メス 頭				
	去勢頭	去勢頭	去勢頭	去勢頭				
	オス頭	オス頭	オス頭	オス 頭				
その他肉用種 ( )	メス 頭	メス頭	メス頭	メス 頭				
	去勢頭	去勢頭	去勢頭	去勢頭				
	オス頭	オス頭	オス頭	オス頭				
乳用種	メス 頭	メス 頭	メス頭	メス 頭				
	成牛(肥育後期)	成牛(肥育前期) (7~17ヶ月)	育成牛 (4~7ヶ月齢)	子牛 (4ヶ月未満)				
乳用種	去勢頭	去勢頭	去勢頭	去勢頭				
	オス 頭	オス頭	オス頭	オス 頭				
交雑種	メス 頭	メス頭	メス 頭	メス 頭				
	去勢頭	去勢頭	去勢頭	去勢頭				
	オス 頭	オス 頭	オス 頭	オス 頭				

- 注意 1 「繁殖牛」及び「肥育牛」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
  - (1)「繁殖牛」において、「成牛(経産牛、未経産牛)」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のもの(出荷確実な満10月未満の去勢牛を除く)をいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のもの(出荷確実な満10月未満の去勢牛を含む)をいう。
  - (2) 哺育専門農場の飼養牛は、「肥育牛」の欄に記入すること。
  - 2 本報告書で得られた統計情報は、国や地方公共団体が各種施策を企画・立案する上での資料として利用されますので、あらかじめご了承ください。 なお、ご報告いただいた内容は、岡山県個人情報保護条例に基づき、適正に管理・利用されますので申し添えます。